

NPO 法人の法制度施行から 20 年を経て

常務理事 有岡 正樹



私が NPO 法人活動に関わり始めたのは 10 年前、2009 年の 65 歳の春でした。現役生活にケリを付け、せめて 10 年間はこれまでの経験を生かして少しでも‘世のため、ひとのため’との俗っぽい信念というか、いわばスローガンを掲げて、「社会基盤ライフサイクルマネジメント研究会 (SLIM Japan)」という組織を立ち上げたのが始まりです。

自らの思いを口に出し、そしてそれを具現化させるには、ビジネス組織ではなく第三者的な非営利組織でなければと、NPO 法人 (Non Profit Organization : 特定非営利活動法人) としました。もちろんその制度に関する多少の勉強もしましたし、当時は内閣府が所管で登録申請するのに 2 回も、3 回も書類の書き直しを指摘され、その都度首相官邸前の古びた庁舎に通ったのを思い出します。‘これはえらいことに関わり出したものだ’と心を重くしたのですが、60 人を越える仲間を集めて華々しく発起人会も済ませており‘時すでに遅し’でした。それから 10 年、75 歳となり後期高齢者の仲間入りをした機会に、その制度施行から 20 年を迎える特定非営利活動促進法 (NPO 法) の動向他、やはり同じく 20 年を経た 2 つの NPO 関連組織を振り返ってみることにしました。

1. PFI 法人制度化から 20 年

NPO 法は、1995 年 1 月の阪神大震災におけるボランティアをはじめとする非営利活動の多大な貢献もあって、1998 年 3 月に成立し、同年 12 月に施行されて制度として確立した。右表にその後今日までの 20 年間に於ける認証法人数 (解散・取消数除く) の推移と、その間のいくつかの重要な出来事を注記した。これからも分かるように、最初の 10 年の後半では 5 年にわたって年平均 5 千にも及ぶ法人数の増加がみられる。そして次の 10 年に入って伸び率は急激に減少し、ここ 1, 2 年はほとんど増加していない。

その一つの理由としては、2008 年 (平成 20 年) 12 月 1 日に公益法人制度改革 3 法が施行されたことにより、公益目的で

特定非営利活動法人 (NPO 法人) 数の推移

経過年数	平成年度	認証法人数	増加数 (年平均)	主な制度および出来事
—	9年度	—	—	H10.3 NPO法成立
1	10年度	23	—	H10.12 NPO法施行
2	11年度	1,724	プラス 2,200	H13.10 認定NPO法人制度施行
3	12年度	3,800		
4	13年度	6,596	プラス 4,900	
5	14年度	10,664		
6	15年度	16,160		
7	16年度	21,280		
8	17年度	26,394		
9	18年度	31,115	プラス 2,800	H20.12 公益法人制度改革3法施行
10	19年度	34,369		
11	20年度	37,192		
12	21年度	39,732		
13	22年度	42,385	プラス 1,650	H21.9 SLIM Japan認証取得
14	23年度	45,138		
15	24年度	47,540		
16	25年度	48,980	プラス 600	H24.4 新認定特定非営利活動法人施行
17	26年度	50,087		
18	27年度	50,866	プラス 600	H28.6 熊本大震災
19	28年度	51,516		
20	29年度	51,870		
21	30年度	51,774	—	(2018.6未迄)

なくても、簡易に非営利型法人格を取れる新設の一般社団法人を選択したことが影響しているといわれる。

都道府県別認証数(その関連政令指定都市での認証分を含む)の最多、最少のそれぞれ5都道府県を表示したものが右表であるが、その数と地域の人口(平成27年国勢調査)の比で見ると、全国平均では人口2,450人につき1NPO法人という割合となり、大都市圏では1,440人に1法人という極端な東京都を除いてほぼこの全国平均値に等しい。一方、人口の少ない地域では、鳥取県の2,000人から福井県の3,200人に1法人と、多少の幅がある。

数だけではなく、質的な面での動向を見てみると、同表には10都道府県の解散数を併記しているが、2018年6月末現在の認証法人数に対して、それまでの取消を含む解散法人累計の比較では、解散率は平均23%で、小規模府県での解散率がやや少ないとの傾向にある。ただ、これは20年間の累計に対する数字であり、例えば平成21年度から29年度の9年間で見ると、認証数約13,000法人に対して解散数約12,000法人と*、‘起こしては潰し’が常態化している。また、NPO法人の場合は休眠状態であっても所定の年次報告をすれば組織として存続している(3年間出さないと取消される)ことになるので、実態としては活動していない法人もかなりあると考えられる。法制度的に見て、一つの曲がり角に来ているということも知れない。*https://memorva.jp/ranking/japan/npo_number.php

順位	所轄庁名	認証法人数	解散数	解散率
1	東京都	9,417	3,475	27%
2	神奈川県	3,656	991	21%
3	大阪府	3,573	1,344	27%
4	兵庫県	2,294	689	23%
5	北海道	2,158	801	27%
..
43	秋田県	348	84	19%
44	高知県	328	79	19%
45	鳥取県	287	45	14%
46	島根県	283	67	19%
47	福井県	246	78	24%
都道府県計		40,411	12,907	24%
指定都市計		11,363	2,782	20%
全国計		51,774	15,689	23%

(1)数字は内閣府公表の平成30年6月末現在。
(2)認証法人数は解散法人数を含まず。
(3)解散数は認証取消数(約22%)を含む。

2. 日本NPO学会：第20回年次大会

この組織も発足後20年を経た。その学会の発起人の多くが上述のNPO法人制度化の議論に関わった大学関係者等であることの反映で、1998年法制度施行後間もなくの1999年3月日本NPO学会は設立されている。その第20回年次大会が6月9日(土)～10日(日)の2日間、東京池袋の立教大学で開催された。筆者は、2011年に日本NPO学会入会し、翌年からその年次大会に参加するようになってきていたので、学術的研究面でのNPO法人活動の動向について触れておきたい。

1999年3月の第1回年次大会の時の会員が約600名で、第11回の年次大会が開催された2009年には、年間認証法人件数の増勢もあって会員数は1,200人にまで倍増したが、ほぼそれをピークに減少に転じ、今回の年次大会総会時点では約600人との報告であった。

第1日目は20回を記念して2つの特別セッションがあったが、午後から「サステナビリティ」、「東日本大震災」というテーマなど、我々の活動に近いテーマを中心にした発表と意見交換に耳を傾けた。ワークショップとコミュニティビルドによる住民参加が成功した事例などが、参考になった。

第1日のスケジュールを終えたあと、学内の「山小屋」と称する施設での学会賞表彰式を兼ねての懇親会では、何人かの発表者の他、CNCPが何かとご指導いただいている粉川武蔵工業大学教授とも立ち話をし、CNCPアワードに関する支援の例を述べたあと、彼が主事した「テキストマイニングから見るNPO学会の20年」と題してのセッションについて言葉を交わした。NPO事業のソーシャルビジネス化を予期しての話題であった。

翌日はNPOファイナンス研究会にも関連して、旧知の小林立明氏「ソーシャル・ファイナンスにおける資金仲介段階の比較研究」にまず顔を出したあと会場を変えて、後述の日本NPOセンターも関

係しての「中間支援組織から見た NPO 法成立からの 20 年」を聞いた。最後は、日本大学法学部稲葉陽二教授モデレーターの「人工知能はどのようにしては社会を変えるか—社会書関係資本の視点からの検討」で、社会関係資本への影響についてハードウェア型 AI とソフトウェア型 AI とに分けて 7 つの仮定を視点に、社会生活の変容、経済活動、公共衛生学分野等 5 名の専門家が意見を述べた。

3. 中間支援組織「日本 NPO センター」：2018 年度通常総会

CNCP も会員である認定 NPO 法人「日本 NPO センター」の通常総会が、6 月 15 日（金）夕刻丸の内三菱ビル 1F 会議室で約 100 名の参加を得て開催され、それに参加した。情報交流、人材開発、調査研究、政策提言などの活動を通じて、NPO の基盤強化を図るとともに、市民社会づくりの共同責任者として、企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざし活動を行っている中間支援組織としての NPO である。1996 年 11 月 NPO 関係者の協力によって設立され、1999 年 5 月には前年 12 月に施行された法制度に基づく特定非営利活動法人認証を受け、そして 2011 年 6 月に認定特定非営利活動法人に昇格している。

NPO 法人制度の改革とその運用と共に歩んできており、設立後 20 年になるが、それを機に今後 5 年間の取り組みの主眼を中長期ビジョン「価値創出の推進役へ」と名付けて、例えば以下を具体的取り組みにブレイクダウンして動き出している。詳細はセンターのブログを参照願いたい。

- ・ 社会課題を予見・先取りしてそれを生み出す社会構造に働きかける活動
- ・ 人々の共感と参加の過程を大切に展開される活動
- ・ 活動の意味づけや評価の過程を関係者と共有し、課題の発見や可視化・言語化につなげていくような活動

センターは、現在 17 名の常勤職員を擁して、年間約 5 億円前後の事業を行っているが、昨年度の実績比で約 10%、さらに来年度予算的にも今年度比やはり 10%程度の事業規模縮小を想定している。それには東日本大震災関係事業費の減少が関係しているが、厳しい環境にあることは否めない。

内規により、これまでの早瀬登氏が代表理事を辞して今田克司常務理事が昇格されるが、早瀬前代表理事には本 CNCP の設立総会に際してのパネルディスカッションにパネラーとして参加いただいた。上述の日本 NPO 学会および今回の総会の際にも立ち話をしながら、彼の最近の著作『「参加力」が創る共生社会』を薦められた。第 1 章「ボランティアはネコである！?—共に自主・自律が基本」の見出しに引き寄せられながら書を開き、そのまま半日ほどで通読した。今頃になって少し遅いのかも知れないが、学ぶところも多い。ぜひにも、ご一読を薦めたい。

4. まとめ

上記のようにいくつかの事象を重ねてみて、NPO 法人活動は法制度施行 20 年を経て一つの踊り場に差し掛かっているのかも知れない。偶然だが、日本 NPO 学会年次大会の丁度前日の 6 月 8 日（金）に開催された、第 106 回土木学会総会にも参加する機会があった。週末の 2 日間開催という点もそうだが、その歴史や会員数等オーダの違う彼我の差を再認した。CNCP では土木学会連携部門を中心に「土木と市民をつなぐ」をキーワードに、他分野の組織と協働できることを模索している。

たまたま本通信 Vol.52 には、つい先月の西日本豪雨災害に関連する投稿が 2 編掲載されている。広域 NPO 法人などがコーディネートする形でのボランティア活動が毎日のように報じられているが、異常気象が想定外ではなくなってきた昨今、こうした災害支援といったソフト面は NPO 事業、防災・減災や復旧・復興のハード面は建設事業といった垣根を取り払って、業際的・学際的に協働できる最大公約数部分の拡大を模索していくことが求められてき出している。

踊り場に差し掛かっている振り子が、逆戻りしないためにも意識して活動していきたい。